

国保だより

— 第 2 4 号 —

発行 宮城県国民健康保険団体連合会
 仙台市青葉区上杉1-2-3
 TEL 022-222-7075 (審査業務課)
 022-222-7074 (審査管理課)
 022-222-7170 (情報管理課)
<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

1 特記事項の記載について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が平成21年1月1日から施行されたことによりつぎのとおり特記事項が追加されました。

コード	略号	内 容
21	高半	月の初日以外の日により75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより被用者保険の被保険者でなくなった者の被扶養者であった者又は月の初日以外の日により75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険組合の組合員でなくなった者の世帯に属する組合員以外の被保険者であった者（いずれも市町村国保に加入することになる。）であって、当該後期高齢者医療の被保険者が75歳に到達した月に療養を受けた者（以下「自己負担限度額特例対象被扶養者等」という。）の場合

※ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合には、「特記事項」欄に「高半」と記載すること。

特記事項欄の洩れや記載誤りが多くなっておりますので御留意願います。

なお、特記事項については、ホームページに一覧を掲載しておりますのでご覧ください。

2 診療（調剤）報酬明細書の保険種別等欄について

給付割合の誤りで、過誤等により返戻されたレセプトについては、給付割合欄の訂正と保険種別等欄も訂正願います。

<訂正例> 8割（窓口負担1割）→ 7割給付

・ 様式第二（二）医科入院外 診療報酬明細書 右上部「保険種別」等欄

1 社・国	③ 後期	① 単 独	2 本 外	8 高外
		2 2 併	4 六 外	
2 公 費	4 退 職	3 3 併	6 家 外	⑦ 高外7
				給 付 割 合
				109 8
				⑦ ()

※ 訂正箇所は ~~~~~~~~~ 波線で消してください。

※ 参 考 (保険種別一覧)

「保険種別」等欄	説 明
1 本 入	一般10割・7割入院、退職本人入院
2 本 外	一般10割・7割外来、退職本人外来
3 六 入	未就学者入院
4 六 外	未就学者外来
5 家 入	退職者家族入院
6 家 外	退職者家族外来
7 高入一	高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者入院
8 高外一	高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者外来
9 高入7	高齢受給者・後期高齢者医療7割給付入院
0 高外7	高齢受給者・後期高齢者医療7割給付外来

3 特定疾患治療研究事業の診療報酬請求について (お願い)

標記事業における取扱いについて、平成20年4月に県保健福祉部、国保連合会、支払基金の三者連名で関係医療機関に通知したところですが、対象と認められない医療を請求されている例が見受けられますので、下記留意事項を確認のうえ請求願います。

記

◎留意事項

- (1) 特定疾患治療研究事業における公費負担の範囲は、「特定疾患医療受給者証に記載されている病名及び当該病名に付随して発現する疾病に関する医療」(以下「特定疾患医療」という。)に限られているものであることに御留意願います。
- (2) 診療報酬明細書の記載において、医療保険と特定疾患医療の給付内容が異なる場合は、公費分点数欄に、併用する公費負担医療に係る請求点数を記載願います。
なお、診療報酬明細書の記載方法について不明な点があれば、国保連合会又は支払基金にお問い合わせ願います。
- (3) 院外処方箋を発行する場合で、特定疾患医療とそれ以外の医療が混在している場合は、特定疾患医療分を明示して発行願います。

参考 (分析による主な不適切事例)

- ① 公費負担請求であるが、傷病名欄には、認定されている特定疾患に該当する病名がない。
- ② 認定されている特定疾患に付随して発現するとは思われない高血圧、不眠症、高脂血症、糖尿病、胃炎、気管支炎、便秘症、アレルギー等の治療を公費負担請求している。
- ③ 特定疾患医療と関連がないと思われる特定疾患療養管理料、特定疾患処方管理加算(生活習慣病等を主病とする患者を対象)を公費負担請求している。

4 後期高齢者医療に関する問い合わせ先について

後期高齢者医療の給付等に関することについてはつぎにお問い合わせ願います。

後期高齢者医療広域連合(給付課)

TEL 022-266-1021

5 平成21年4月からの乳幼児医療費助成事業の実施について

宮城県保健福祉部子ども家庭課から通知があり、平成21年4月1日からの市町村の助成対象年齢等については下記のとおりとなります。

① 助成対象年齢

助 成 対 象 年 齢	市 町 村
入通院：中学校修了前 (15歳到達日以後最初の年度末まで)	七ヶ宿町、色麻町、女川町
入通院：中学校就学前 (12歳到達日以後最初の年度末まで)	蔵王町、加美町
入 院：義務教育就学前 (6歳到達日以後最初の年度末まで)	涌谷町
通 院：中学校就学前 (12歳到達日以後最初の年度末まで)	
入通院：義務教育就学前 (6歳到達日以後最初の年度末まで)	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、 角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、 東松島市、大崎市、大河原町、村田町、川崎町、 丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、富谷町、美里町
入 院：7歳未満	松島町
通 院：義務教育就学前 (6歳到達日以後最初の年度末まで)	
入 院：義務教育就学前 (6歳到達日以後最初の年度末まで)	柴田町
通 院：4歳未満	
入 院：義務教育就学前 (6歳到達日以後最初の年度末まで)	気仙沼市、大衡村、本吉町、南三陸町
通 院：3歳未満	

② 食事療養費の助成

全 額 助 成	丸森町、大郷町、女川町
半 額 助 成	川崎町、富谷町、美里町

変更点

(1) 塩竈市、多賀城市、松島町

【変更前】通 院：4歳未満

【変更後】通 院：義務教育就学前（6歳到達日以後最初の年度末まで）

(2) 岩沼市

【変更前】通 院：6歳未満

【変更後】通 院：義務教育就学前（6歳到達日以後最初の年度末まで）

(3) 大河原町

【変更前】通 院：4歳年度末

【変更後】通 院：義務教育就学前（6歳到達日以後最初の年度末まで）

(4) 七ヶ宿町（所得制限限度額の変更）

【変更前】老齢福祉年金の扶養義務者に係る一部停止額（県と同基準）

【変更後】所得制限なし

※ 松島町については、平成21年3月5日付け、子ども家庭課長名、子号外で【通院：4歳未満】と通知しましたが、上記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

お知らせ

1 レセプト提出日

提出期限は下記のとおりとなっておりますが、早期提出にご協力をお願いいたします。

提出月	紙レセプト請求	FD又はMO請求		オンライン請求
	提出期限	提出協力日	提出期限	提出期限
4月	4月10日(金)	4月9日(木)	4月10日(金)	毎月10日 (※)
5月	5月11日(月)	5月7日(木)	5月8日(金)	
6月	6月10日(水)	6月9日(火)	6月10日(水)	
7月	7月10日(金)	7月9日(木)	7月10日(金)	
8月	8月10日(月)	8月7日(金)	8月10日(月)	

(※) オンライン請求分について毎月10日にエラーとなったレセプトデータのみ12日が提出期限となります。

2 診療報酬支払予定日

診療月	2月	3月	4月	5月
支払予定日	4月28日(火)	5月28日(木)	6月29日(月)	7月30日(木)

宮城県からのお知らせ

* 国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮城県保健福祉部から下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険者番号・保険者名	030072 岩手県久慈市(再交付の表示のないもの)
被保険者証の記号・番号	007-0107727 (平成20年 4月 1日交付)
このことに関する問合せ先	久慈市国保年金課国保グループ TEL0194-52-2111

保険者番号・保険者名	230185 愛知県江南市
被保険者証の記号・番号	546460 (平成20年 9月 1日交付)
このことに関する問合せ先	江南市役所保険年金課国保給付グループ TEL0587-54-1111

保険者番号・保険者名	280404 兵庫県神河町
被保険者証の記号・番号	9000367 (平成20年11月21日交付)
このことに関する問合せ先	神河町住民生活課 TEL0790-34-0962

保険者番号・保険者名	290106 奈良県葛城市
被保険者証の記号・番号	奈50-3000322 (平成20年10月17日交付)
このことに関する問合せ先	葛城市役所市民課 TEL0745-69-3001